

# 令和4年度（2022年度）理容所・美容所衛生管理講習会 （テキスト版）

## 3 新型コロナウイルス感染症への対応

### 新型コロナウイルス感染症への対応（0ページ）

理容所・美容所衛生管理講習会、3つ目のセクションでは、新型コロナウイルス感染症への対応についてお話しします。

理・美容所は複数名の従業員が従事したり、不特定多数のお客さんが利用する施設ですので、感染者が発生するリスクがあり、実際、施設内で複数の感染者が発生した事例もあります。そのため、日頃から、感染を拡大させないための対策が重要になります。

### お話しする内容（1ページ）

そこで、このセクションでは2つのトピックについてお話いたします。

1つ目は、「従業員が陽性となった時の対応」についてです。

2つ目は、「施設で新型コロナウイルス感染症を拡大させないための日々の取組」についてお話しします。

### 新型コロナウイルス陽性と診断された場合（2ページ）

現在札幌市では、新型コロナウイルス陽性と診断された場合、原則自宅での療養をお願いしております。また、「高齢者などの①～④に該当する方」以外の皆様に対しては、療養終了のお知らせなども含めて、保健所からの連絡はありません。

なお、市販の抗原検査キットなどの自己検査で陽性となっただけでは、陽性と確定されているわけではありません。保健所において、「陽性者」として対応を受けるためには、医療機関の受診や陽性者登録センターへの登録により、医師の確定診断を受ける必要があるのでご注意ください。

## 従業員が陽性となった時の対応①（3 ページ）

では、理美容所の従業員が陽性と診断された場合は、陽性者本人や周りの従業員はどのように対応すればよいのでしょうか。ご自身の施設で陽性者が発生した時に、慌てずに、適切な対応がとれるよう、今一度確認しておきましょう。

まず、陽性と診断された従業員の対応について、ご説明します。陽性者本人は、発症日を0日目として、7日間の自宅療養と10日間の健康観察が必要となります。療養中の過ごし方については、札幌市公式ホームページの「療養ナビ」の中に、「療養期間の考え方」や「健康観察の方法」など、療養中に必要な情報がまとめられていますので、参考にしてください。また、自宅療養中、体調に不安のある方や、「療養ナビ」にアクセスできない方は、「札幌市陽性者サポートセンター」にお問合せください。

## 従業員が陽性となった時の対応②（4 ページ）

また、陽性となった従業員は、従事する理美容所に、陽性と診断されたことを連絡しましょう。このときに、ご自身の症状の有無や発症日を伝えましょう。また、陽性となった従業員は、マスクの着用や休憩時の食事状況などの感染対策の状況や他の従業員との接触状況について報告し、お店の人と一緒に、勤務表などをみながら、他の従業員などに濃厚接触者がいないかを確認します。濃厚接触者がいる場合には、お店の責任者、または陽性者本人から濃厚接触者に連絡しましょう。

また、陽性者本人は、お店の従業員のほかにも、友人・知人などに濃厚接触者がいないかを確認し、濃厚接触者がいる場合には、本人から濃厚接触者に連絡しましょう。

## 従業員が濃厚接触者となった時の対応（5 ページ）

次に、従業員が濃厚接触者となった場合の対応についてご説明いたします。

どのような人が該当するかと言いますと、陽性者と同居されている方については、濃厚接触者に該当します。それ以外の方については、陽性者の発症日か

ら2日前以降の感染可能期間に、マスクを着用しないなど、必要な感染予防策をせずに、手の触れる1m程度の距離で、15分以上の会話、飲食などの接触があった方が該当します。濃厚接触者に該当するかどうかは、最終的には自己判断となりますが、通常、理美容所では、マスクの着用など必要な感染対策を行って営業されているものと思われます。

陽性者から濃厚接触者となったことを告げられたのち、自ら該当すると判断した場合には、症状が無くても、陽性者との最終接触日を0日目として5日間の外出自粛と7日間の健康観察を行っていただきます。ただし、陽性者との最終接触日から2・3日目の検査で陰性確認ができれば、3日目から外出自粛の解除が可能になります。

周りの従業員が陽性者となった場合でも、ご自身が濃厚接触者とならないように、日頃から十分に感染防止対策を行うことが重要となってきます。

#### 従業員から連絡を受けた際の理美容所の対応（6ページ）

続きまして、従業員から陽性の連絡を受けた際の理美容所の対応についてです。

現在、保健所が理・美容所などの事業所に対して感染症調査を行い、濃厚接触者の特定や行動制限を行ったり、施設閉鎖等の運営に係る指示をすることはありません。このため、お店の対応については、施設ごとに判断していただくこととなります。

まず、陽性者本人から連絡を受けた際に、お店の責任者は、勤務表などをみながら、他の従業員の健康確認や接触状況について確認しましょう。また、濃厚接触者に該当する従業員がいる場合、お店または陽性者本人から、その方への連絡をお願いします。

最後に、感染拡大を防ぐため、陽性者が発生した時は、あらためて施設の消毒を行きましょう。

なお、陽性者や濃厚接触者の職場復帰にあたり、陰性確認検査は不要であるため、陰性証明は求めないよう、お願いいたします。

## 施設の消毒①（7 ページ）

理美容所が行う対応のうち、施設の消毒について詳しく説明します。施設の消毒は保健所では行っておりません。ここでは、営業者自身で行っていただく方法についてご説明いたします。基本的な感染対策として通常行っている消毒方法で対応可能ですので、消毒薬の取扱いについて確認していきましょう。

新型コロナウイルスに有効な消毒薬は主に2つあります。

1つ目は「アルコール消毒液」です。通常アルコール濃度70%～95%に調整されたものが販売されていますので、薄めずにそのまま使用してください。こちらは手指の消毒にも使用できますが、引火性のため、消毒中や消毒直後は火の取扱いは避けましょう。

2つ目の消毒薬は「次亜塩素酸ナトリウム」です。こちらは家庭用漂白剤として市販されているものを薄めて使用します。薄め方としては、2Lペットボトルの水と漂白剤をキャップ1杯（約20mL）を混ぜて100倍に希釈すると、消毒用として使用できる濃度の約0.05%次亜塩素酸ナトリウム消毒液が用意できます。この液では手指の消毒はできません。また、この液で消毒した後は水拭きが必要となります。

## 施設の消毒②（8 ページ）

消毒する箇所としては、「従業員やお客さんがよく触れる場所」や「陽性者が触れた可能性のある場所」を中心に消毒します。

例えば、ドアノブや蛇口等こちらに挙げられた箇所です。この他にも従業員やお客さんが触れる可能性のある部分はあると思います。ご自身の施設に当てはめて、考えてみてください。

ここまでの、「従業員が陽性となった時の対応」の一連の流れとなります。

## 感染を拡大させないために①（9 ページ）

続いて、感染者を発生させない・拡大させないために大切な、普段からできる対策について説明いたします。

1つ目はマスクの着用です。従業員もお客さんも常にマスクを着用しましょう。また、顔そりやカット等でお客さんがマスクを外す場合は、可能な限り、会話を控えるようにしましょう。

2つ目は施設内の消毒です。陽性者が発生した時の対応にもありましたが、普段から多くの方が触れる場所を消毒することが重要です。

3つ目は店内の換気です。1時間に2回以上を目安に数分間窓を開けるなどして換気してください。この時、対角線となるような位置にある窓（入口）を開けると、風が良く通り効果的に換気されます。

窓が1つしかない場合や窓がない場合はサーキュレーターなどを活用して空気の流れを作りましょう。この場合、換気口や外に向かって空気が流れるようにしましょう。これからの季節は、気温が下がり、なかなか大きく窓をあけて風の通りをよくすることは厳しい場合もあるかと思えます。その場合、一箇所の窓を常に少しだけ開けておくだけでも、十分換気効果はあります。室温の変化を抑えつつ、換気をしましょう。

この他換気については、厚生労働省のホームページにも記載がありますので、参考にいただければと思います。

4つ目は休憩室での対策です。勤務中はマスクの着用を徹底していても、休憩中は飲食や喫煙をするために外す場面も多いかと思えます。その状態で、他の従業員と会話をしてしまうと感染を広げてしまう可能性があります。

休憩室の利用は時間をずらす、席を離す、などしてできるだけ密になるのを防ぎましょう。さらに、消毒薬を設置して手指の消毒や使用前後にテーブルやポット等の共用物品を消毒する。掲示物でマスクの着用・消毒の徹底を啓発することなども有効な対策です。

## 感染を拡大させないために②（10 ページ）

5つ目の対策としては、従業員の健康管理についてです。従業員各自に出勤前の検温、咳やのどの痛みなどの症状がないか確認するよう徹底し、出勤後は施設責任者に報告することが大切です。責任者はこれらの情報を記録し、1か月程度は保管することで、陽性者が発生した時に備えます。また、体調不良時には休むことも大切な対策の1つです。

6つ目は、緊急時の連絡体制の整備です。陽性者が発生した時の従業員への連絡方法や、やむを得ず臨時休業する場合の判断目安や予約客への周知方法を定めておきましょう。

7つ目は、複数施設への従事をできるだけ控えることです。複数の施設をまたがって勤務する場合、それだけ感染を広げてしまうリスクが高まりますので、新型コロナウイルス感染症が流行している期間は、極力施設間の移動を減らすシフトにする等の対応も感染拡大防止の有効な対策と言えます。

8つ目は、ワクチン接種です。接種は任意ではありますが、感染を予防する効果があることに加えて、感染してしまった場合の重症化予防効果も期待できますので、接種を推奨しています。

## 感染を拡大させないために③（11 ページ）

また、「理容所及び美容所における衛生管理要領」にも、新型コロナウイルス感染症対策として留意していただきたい点が記載されています。

- ・作業中は清潔な服装や、マスクをすること。
- ・換気を十分にすること。
- ・感染症にかかっていないか毎日確認すること。
- ・お客様ひとりごとに手を洗うことなど。

日頃から気を付けなければならない項目もありますので、あらためてご確認をお願いいたします。

#### 感染を拡大させないために④（12 ページ）

さらに理・美容業関係団体が作成したガイドラインもありますので、こちらも併せてご確認のうえ、感染症対策をお願いいたします。

#### 感染を拡大させないために⑤（13 ページ）

最後に、家族が陽性となった場合、陽性者の同居家族は濃厚接触者となり、5日間の外出自粛となります。現在、陽性者は自宅での療養が基本となるため、家庭内では、さらに感染が起こりやすい環境となります。家庭内感染を最小限にするために、同居の家族が感染した時の対応として、いくつかご紹介させていただきます。

1つ目は、陽性者とそれ以外の家族とで部屋を分けましょう。陽性者はトイレ、風呂、洗面所の利用以外は部屋から出ないようにしましょう。食事や寝るときも別々にするようにしてください。

2つ目は、マスクの着用です。家庭内ではマスクを外すことが多いと思いますが、陽性者、濃厚接触者がいる間は乳幼児を除く家庭内の全員がマスクを着用しましょう。

さらに、定期的に部屋の換気をするなどの感染対策も行いましょう。

このほかにも、札幌市公式ホームページに、家庭内の感染対策についてまとめた資料がありますので、こちらをあわせてご確認の上、感染対策をお願いいたします。

#### ご視聴ありがとうございます（14 ページ）

以上で「新型コロナウイルス感染症への対応」に関するお話を終わります。

この後、簡単なアンケートをご用意しています。理容所・美容所衛生管理講習会は、アンケートへの回答を持ちまして終了とさせていただきます。

最後までご視聴いただきましてありがとうございました。